平成２２年（フ）第３２１号
埼玉県越谷市赤山町３丁目226番地
債務者　関根　　登
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
埼玉県狭山市祇園７番19号　ドミール狭山101
債務者　村井　麻純
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０９号
埼玉県比企郡鳩山町熊井598、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町真壁141番地１
債務者　坂入　榮子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１６号
岐阜県多治見市広小路２丁目58番地の１
カーネギー多治見301
債務者　三宅　謙二
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７４号
静岡県熱海市渚町16―１　丸源61―201、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区北加瀬１丁目５番10号
債務者　堀川　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
静岡県沼津市青野75番地の２　西沖ハイツⅠ207号室
債務者　深見倫太郎
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
静岡県沼津市原1418番地の12　雇用促進住宅原宿舎１―408
債務者　佐藤セルジオこと　ＳＡＴＯ　ＳＥＲＧＩＯ
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
静岡県沼津市原1418番地の12　雇用促進住宅原宿舎１―408
債務者　佐藤シズエこと　ＳＡＴＯ　ＣＡＴＩＡ　ＣＩＬＥＮＥ　ＳＨＩＺＵＥＵＥＭＵＲＡ
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
静岡県裾野市須山字藤原2255番地の511、住民票上の住所静岡県島田市金谷2494番地の１の１
債務者　清水　麻里
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
静岡県御前崎市池新田5127番地の１　フォーブル秋野Ｂ―103号
債務者　成國　義美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
静岡県周智郡森町鍛冶島168番地の１
債務者　伊藤　暎子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
愛知県碧南市平山町１丁目33番地59
債務者　川上　　恵
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
京都府福知山市字前田1878番地の56
債務者　酒井　政光
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
京都府福知山市字前田1878番地の56
債務者　酒井　淑子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
和歌山県日高郡日高町大字萩原884番地　第１内原荘２下202号室、前住所和歌山県日高郡日高町大字萩原1351番地の４
債務者　池上　義郎
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第４５号
福島県河沼郡会津坂下町大字青木字吉原698番地
債務者　小沢　初江
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係